

岐南町の公共建築物等における岐阜県産木材利用方針

第1 趣旨

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき、岐阜県が定める「岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画」に即して、岐阜県産木材の利用拡大を図ることを目的に、公共建築物等における岐阜県産木材の利用方針を定めるものとする。

第2 公共建築物等における木材利用に関する基本的事項

町が整備する公共事業において、費用面で著しく合理性を欠かない範囲で、間伐材をはじめとする岐阜県産木材を使用するよう努める。

第3 公共建築物の整備における木材利用の推進

(1) 公共建築物の木造化

町が整備する公共建築物の建築にあたっては、法的規則、建築物の特徴、用途、維持管理方法等を考慮した上で、法令で耐火建築物とすること又は主要構造物を耐火構造とすることが求められない低層の建築物は、原則として木造化を図るものとする。

なお、耐火建築物とすることが求められている建築物についても、木質耐火部材を活用して積極的に木造化を図るなど、木質耐火部材やC L T等の新たな木質部材の活用を図るものとする。

(2) 公共建築物の内装等の木質化

町が整備する公共建築物について木造化を図ることが困難であると判断されるものや、改修を行う施設においては、部屋の用途や使用状況等を勘案して内装等を木質化することが適切と判断される部分について、内装等の木質化を図るものとする。

第4 土木工事における木材利用の推進

町が行う土木工事においては、強度、耐久性、維持管理等を考慮した上で、間伐材等岐阜県産木材を使用するよう努める。

第5 留意事項

この方針の運用にあたっては、町有施設整備等のコスト縮減に取り組む必要性に十分留意する。

第6 その他

この方針に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この方針は、平成 25 年 3 月 1 日より施行する。

附 則

この方針は、平成 29 年 9 月 5 日より施行する。

附 則

この方針は、令和 5 年 10 月 24 日より施行する。